

令和6年（2024年）12月6日
教 育 委 員 会 資 料
教育委員会事務局子ども教育施設課

第七中学校校舎等整備基本設計の策定について

1 第七中学校校舎等整備基本設計（案）説明会の実施結果
別添1のとおり

2 第七中学校校舎等整備基本設計
別添2のとおり

3 今後のスケジュール(予定)

令和6年度～令和7年度	実施設計
令和8年度～令和10年度	新校舎整備工事
令和11年度中	新校舎供用開始

第七中学校校舎等整備基本設計(案)に係る説明会等の実施結果について

1 開催日時及び会場、参加人数

日 時	会 場	参加人数
11月 14 日(木) 18時30 分から20時00分まで	江古田区民活動センター	16人
11月 17日(日) 10時00 分から11時30分まで	沼袋区民活動センター	4人

2 説明会等で寄せられた主な質問・意見について

	意見の概要	回答
1	令和5年11月実施の基本構想・基本計画(案)の地域説明会時から主に変更した点はどこか。	主な変更点は3点。①正門の位置を東側から西側に変更している。東側は水害ハザードマップにて水深 0.5m～1.0mであり、かつ緊急車両の動線でもあることから、西側に変更している。②敷地北側の屋外倉庫等の位置を東側から中央付近に変更している。近隣の方からの「倉庫上に乗って近隣宅を覗かれる可能性がある、また、不審者が隠れやすく防犯上の心配がある」という意見を踏まえ変更している。③校舎の両側にあった屋外階段を取り止め、校舎内部に階段を配置変更している。屋外階段から近隣宅への視線や騒音を考慮して変更している。
2	HP における、令和5年11月実施の基本構想・基本計画(案)の地域説明会時の質疑応答記録等の掲示場所がわかりにくい。	HP における情報の掲示方法については、関係所管と検討していく。

3	新校舎は現校舎と比較して、面積等の施設概要はどのように変化しているのか。	①延床面積 現校舎：約 6,000 m ² 新校舎：約 9,800 m ² ②校庭面積 現校舎：約 4,600 m ² 新校舎：約 4,000 m ²
4	第七中学校を建て替える理由は何か。	中野区では小中学校の建物の耐用年数を約70年と設定し、改築計画を進めているため。
5	屋上のプールについて、熱中症対策はどのように考えているのか。また、生徒達の騒音対策として、プールを屋根や壁で囲うことはできないのか。	①熱中症対策として、庇やプール全面に開閉式のテント膜を屋根状に設置する想定をしておき、日差しや視線の対策に効果が期待できる。 ②プールを屋根や壁で囲うことは、費用が高くなることから想定していない。
6	部室はあるのか。部活動の用具をどこに置いておくのか。	①現校舎に部室はなく、新校舎でも整備しない。 ②部活動の用具について、屋外倉庫等に収納することを想定している。
7	人工芝の暑さ対策はどのように考えているのか。	新校舎では、校庭にスプリンクラーを設置することによる暑さ対策を想定している。
8	一足制での運用とのことだが、雨が降った場合の靴についた泥等への対応は考えているのか。	昇降口付近にマット等を設置し、泥等の校舎への侵入を防ぐことを想定している。

9	敷地北側の屋外トイレはどのような時に利用するのか。臭気対策はどのように考えているのか。	①敷地北側の屋外トイレは、部活動や校庭を地域開放した時の利用を想定している。②窓は設置せず、トイレ上部に排気ダクトを設け、北側には排気しないような仕様を想定している。
10	敷地東側の門は給食の搬入車両が主に利用するということか。敷地北側の門はどのような運用を想定しているのか。	①敷地東側の門は、基本的に給食の搬入車両が利用する。災害時には、避難経路にもなりうる。②敷地北側の門は、生徒の出入りは考えていない。職員の通用口を想定しているが、具体的には未定である。
11	生徒達の騒音対策として、校舎北側のバルコニーについて、休憩時間には生徒が経常的に利用することを想定しているのか。また、防音のための屋根又は壁を設置することはできないか。	①学校の運用にもよるが、3階以上のバルコニーを経常的に生徒が利用することは想定していない。②バルコニーの仕様については、今後の設計作業の中で検討していく。
12	外構付近にはどのような騒音対策を想定しているのか。	①敷地北側の近隣との境界付近に高さ約2mの防音フェンスの設置を予定している。②敷地東側の道路沿いにはメッシュフェンスの設置を予定している。
13	敷地東側の道路沿いのメッシュフェンスを防音フェンスにすることは可能か。	法令上問題ないか確認しながら、学校意見も踏まえ検討していく。
14	解体、新築工事の時期はいつか、工事搬入車両はどこから敷地に進入するのか。	①解体、新築工事は令和8年度から令和11年度中を想定している。②搬入車両がどこから進入するかは、現時点では未定である。これからの設計作業で具体的に検討していく。

15	設計はこれで確定か。次回の説明会はいつ頃を予定しているのか。	①基本設計については、概ねこのプランで確定となる。②次回の説明会について、令和7年度の前半に中高層の説明会を予定している。
16	日影図を公表することはできないのか。	日影図は現時点においては検討段階のものである。今後、中高層の説明会で策定したものを公表する予定である。
17	代替校舎に通学するにあたり、交通量の多い信号機のある横断歩道がいくつか把握しているか。中学生には通学路というものがないが、どのルートを通学ルートとして想定しているのか。	①交通量の多い横断歩道を把握していない。 ②中学生に通学路はないことから、推奨する通学ルートは考えていない。
18	代替校舎という土地勘のない所に生徒を通学させることについて、区として、安全配慮義務があるのではないかと。どのように生徒の安全を担保するのか。	中学校は通学路を定めていないが、代替校舎通学時に各小学校で実施している「通学路安全合同点検」と同様の点検を実施すべきかについて、学校や関係機関と協議し、検討する。
19	代替校舎への通学において、バスを利用するにあたり、助成金等はないのか。また、バスを利用すると申請した場合は、日によって徒歩通学することはできないのか。	①バス等公共交通機関を利用する場合は従来どおり自己負担となる。②通学時にバス利用を認めた場合でも、日によって通学方法を変更していただいて構わない。ただし、生徒がどのような手段で登下校するのか、家庭内で話し合っていたきたい。
20	資料にある 2.1kmという表示は直線距離ということか。	実際に歩く道のりの距離である。

21	区が、他区と調整し、生徒が他区の中学校に通学できるように検討していただけないか(指定校変更)。代替校舎に通学することになり、通学距離、時間が長くなることを懸念している。	指定校変更の承認基準については、毎年度策定しているところ。今後、他区への指定校変更の可否について、聞き取りを実施したいと考えている。
22	代替校舎の改修内容はどのようなものを想定しているのか。プールの深さは小学生仕様のままか。	①手洗い場やバスケットゴール等、小学生仕様のものを中学生仕様に改修する予定である。既存の校舎を活かしたうえで、配管等、見えない部分の改修や給食室を主に実施する予定である。②プールの深さは小学生仕様のままである。
23	代替校舎の校庭面積は現校舎と比較して狭くなる。部活動等に影響はないのか。	現校舎でも一部の部活動については近隣の公園で実施していると聞いている。運用面での話になるので、基本的に、代替校舎が供用開始となってから、学校側での検討となる。
24	代替校舎にて、近隣の公園や体育館で部活動を実施することになった場合、優先的な利用等、利用を優遇することは可能か。	供用開始後、運用してみて学校から依頼があれば、関係所管課と検討していく。
25	代替校舎の改修内容は、今後、地域、保護者、児童及び生徒に説明する予定なのか。	他の代替校舎の改修工事では、説明していない。しかしながら、今回いただいたご意見を踏まえ、学校側と相談する等して検討していく。
26	議事録を公開することはできないか。また、今回の説明会で、新校舎、代替校舎に関して検討事項になっているものについては、いつ頃回答を得られるのか。	①議事録については、要点記録を作成し、議会報告をしたうえで、HP に公開する予定である。②学校(児童、生徒)への周知、令和7年度前半に実施予定の中高層の説明会、個別での対応等、回答時期、回答方法について検討していく。

第七中学校校舎等整備 基本設計

令和 6 年(2024年)11月
中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

中野区立小中学校施設整備計画(改定版)等に基づき整備する中野区立第七中学校の新校舎については、令和5年11月に策定した基本構想・基本計画をもとに、各機能の更なる向上や設計における課題としていた事項等についての検討を進めてきた。

この度、これらの検討結果を、「第七中学校校舎等整備基本設計」としてとりまとめた。

1 施設配置等

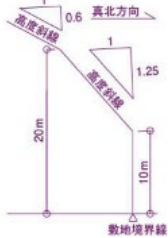
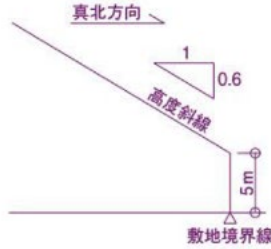
(1) 施設配置

配置図、平面図、断面図のとおり

(2) 施設概要

○階 数	地上6階
○構 造	鉄骨造
○敷地面積	約 9,462.58㎡
○延べ面積	約 9,828.19㎡
○校庭面積	約 4,080㎡

(3) 建築条件等

項目	内容		
所在地	東京都中野区江古田 2-9-11		
前面道路	【北】区道 34-620-2 / 隣地境界 幅員:4.00m(第1項第1号道路)		
	【南】都道 440 号線(新青梅街道)落合・井草線 幅員:15.00m(第1項第1号道路)		
	【東】区道 34-610-1 幅員:6.00m(第1項第1号道路)		
	【西】区道 34-630 幅員:6.00m(第1項第1号道路)		
敷地面積	9,462.58 m ²		
範囲	都道から 20m まで	都道から 20~40m	都道から 40m 以北
日影規制	4.0h-2.5h/6.5m	5.0h-3.0h/1.5m	4.0h-2.5h/1.5m
用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	
防火指定	防火	準防火	
容積率	300%	150%	
建ぺい率	80%	60%	
高度地区	第三種高度地区	第一種高度地区	
			
最低限高度地区	-	-	
最高限度高さ		10m(建築基準法第 55 条の規定により、第一種低層住居専用地域は最高限度高が定められるため)	
道路斜線	適用距離:20m+勾配:1.5	適用距離:20m+勾配:1.25	
隣地斜線	立上り:31m+勾配:2.5	-	
北側斜線	-	立上り:5m+勾配 1.25	

2 基本設計の視点

生徒の興味を引き出す学習空間や、日常的な交流を深める移動動線をつくるとともに、地域交流の拠点となる学校施設として整備する。

(1) 中学校

ア 校舎

- 上下階の移動負担に配慮し、緩やかで上り下りしやすい階段を校舎の中心に整備
- 各教科への関心を深められる展示スペースを特別教室前に整備
- 個人や少人数で利用可能な学習スペースを普通教室前に整備
- 登下校時の溜まり場となり、雨天時の混雑緩和を図るピロティ【交流ひろば】を正門と昇降口の間に整備
- 3階角の落ち着いた場所に、学習メディアセンターと憩いのテラス【読書テラス】を整備
- 正門や昇降口から離れた場所で静かな環境を確保できるよう、特別支援学級教室を2階東側に整備
- 生徒の見守りに配慮し、校庭及び登下校時に使用する大階段を見渡せる場所に職員室を整備
- 武道利用も可能な多目的室を屋内運動場に隣接する位置に整備
- 新青梅街道からの見合い防止に配慮した開口部やルーバーを整備
- 東側と比較して水害時の浸水の恐れが少なく、避難動線を確保しやすい西側に正門を整備
- エレベーターはストレッチャーに配慮し、バリアフリースイレは各階に整備

イ 校庭

- 一足制による運用を踏まえ、校舎内に校庭の砂塵等を持ち込むことのない人工芝を整備
- 運動会の観覧スペースとしての活用も想定したバルコニーを整備
- 校庭として、スペースを最大限活用できるよう配慮のうえ、防球ネットを設置

ウ 外構計画

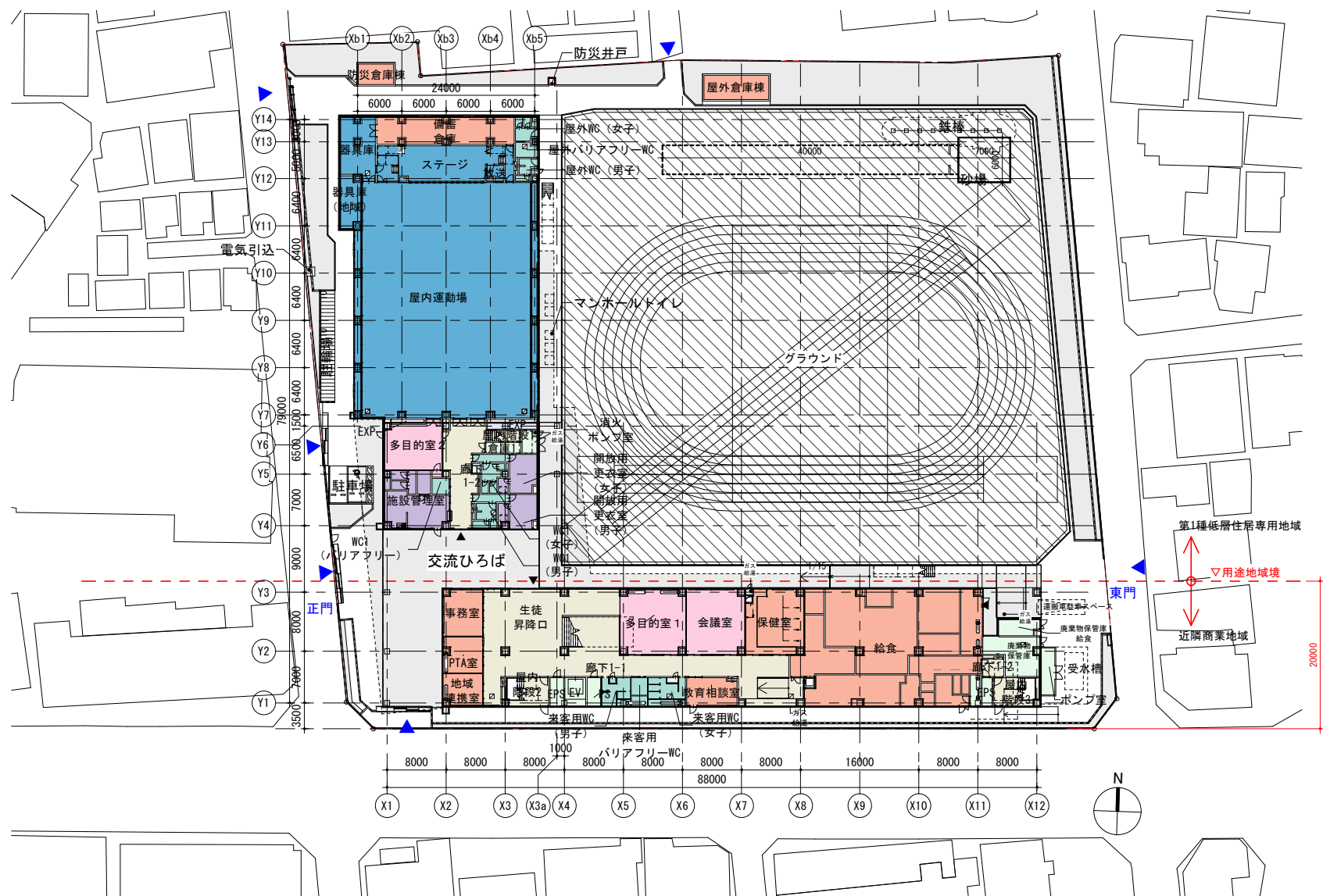
- 新青梅街道沿いの桜並木を生かした景観づくりのため、南面に植栽帯を整備
- 登下校時の安全性に配慮し、正門付近に溜まり場となるスペースを整備

(2) 開放用諸室

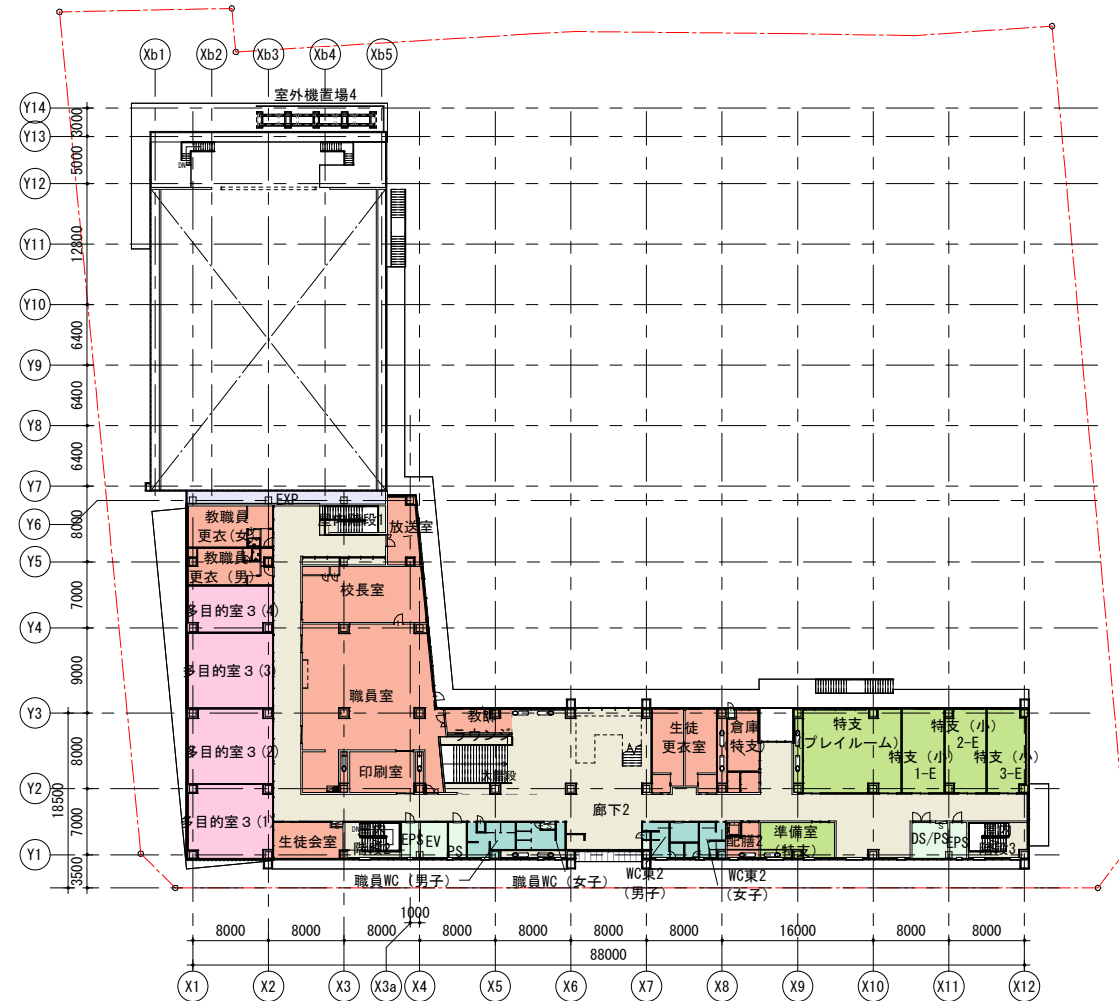
- 地域開放を想定した諸室(多目的室2や開放用更衣室)と学校の出入口を明確に分離するとともに、運営方法や使い方を整理のうえ、配置・動線計画を整理
- 地域開放諸室の出入口前にピロティ【交流ひろば】を整備

(3) その他(防災拠点としての機能、環境への配慮)

- 浸水対策として、屋内運動場及び校舎の床高さが浸水レベルより上となるように設定
- 避難所としての機能を踏まえ、備蓄倉庫や防災倉庫のほか、マンホールトイレ、災害用井戸、ヘリサインを整備
- プールの水は、マンホールトイレの洗浄水としても活用できるよう整備
- 平常時のほか、災害時の電源としても活用しうる太陽光発電装置を整備



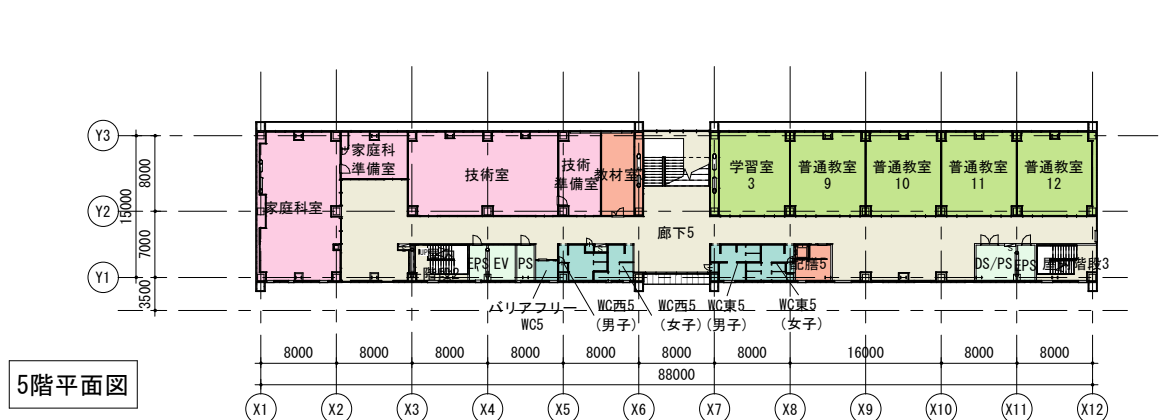
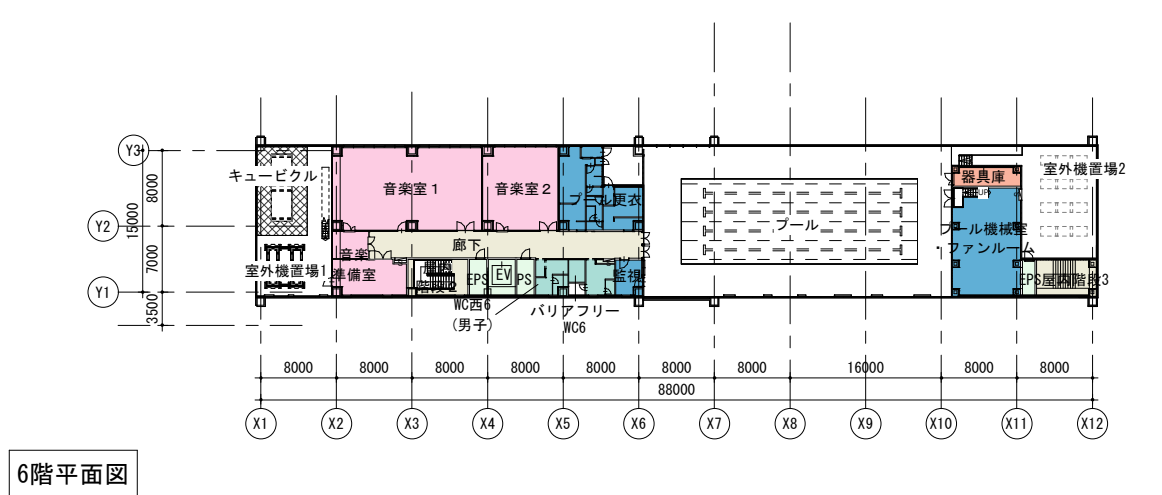
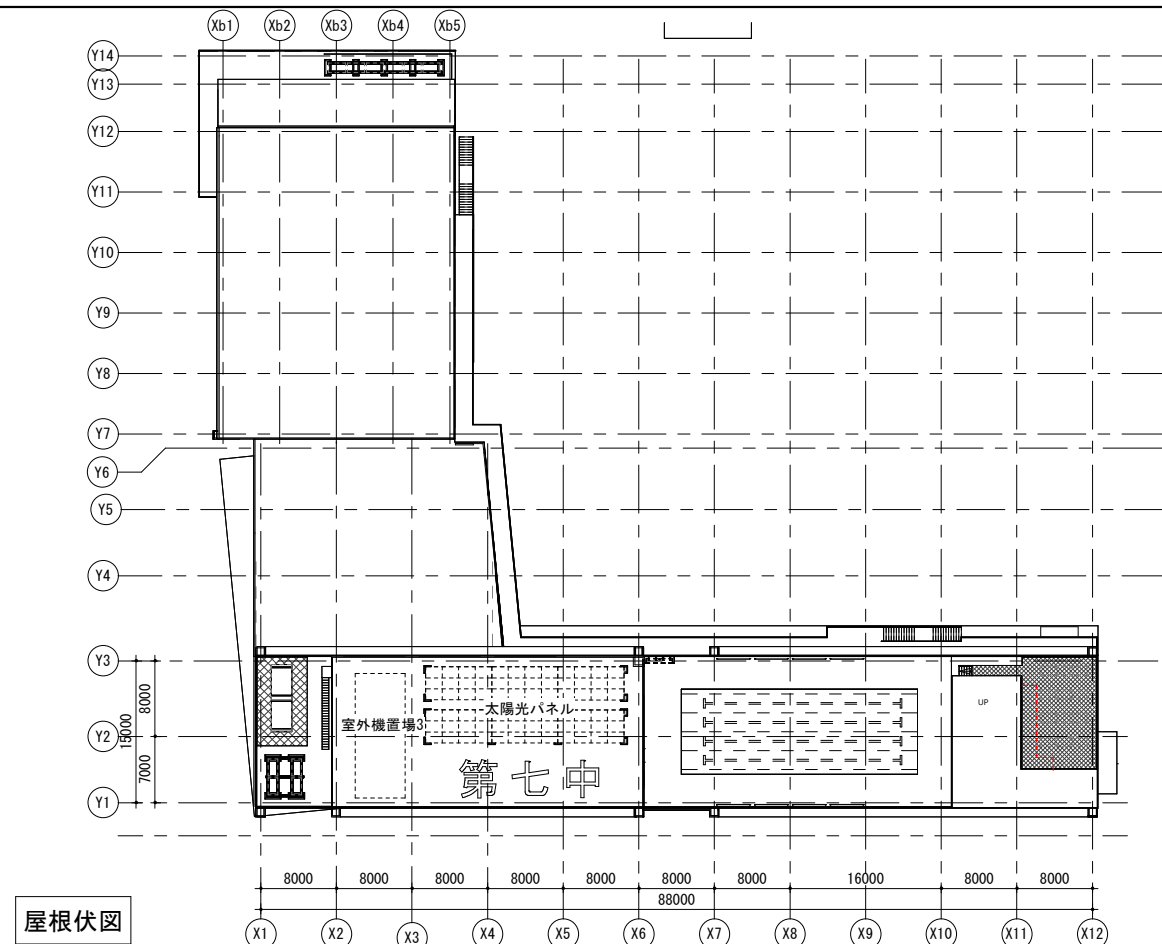
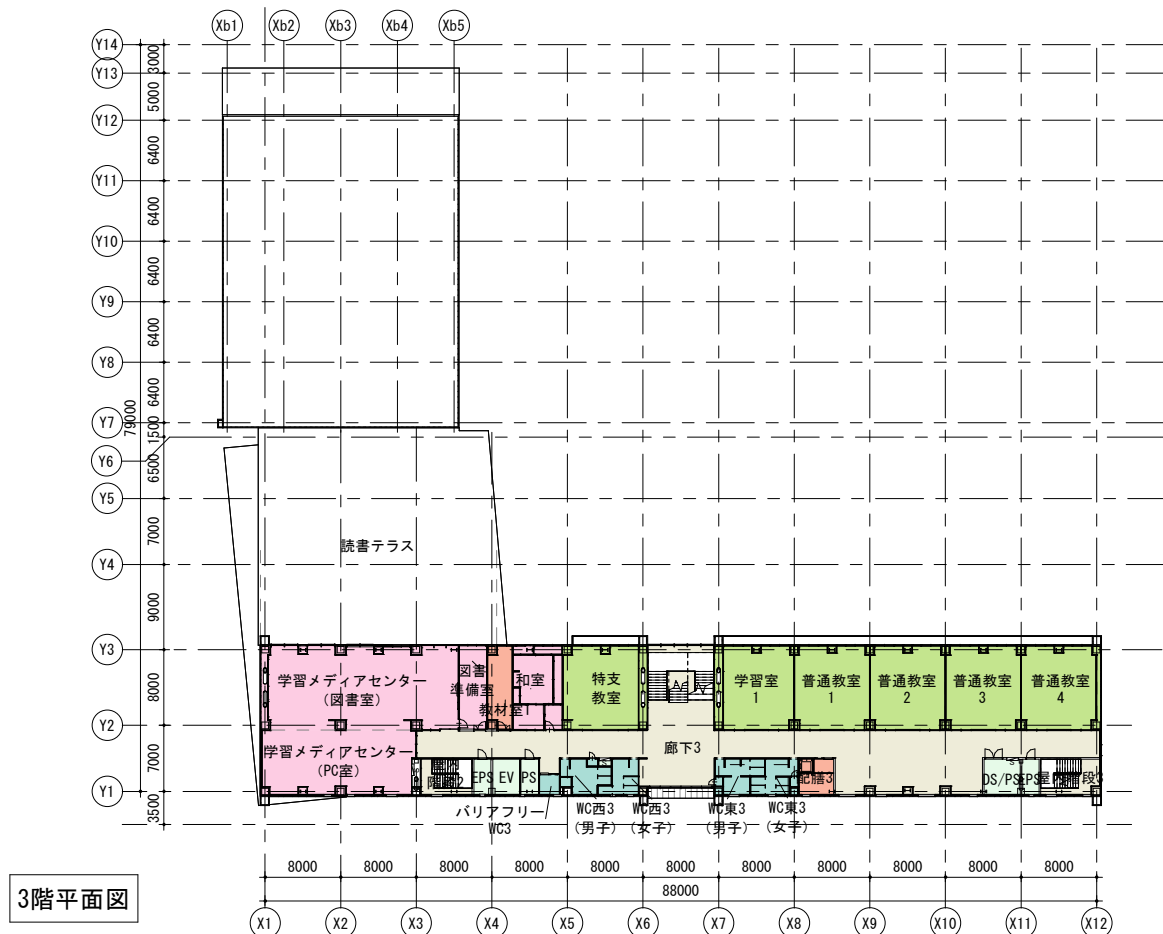
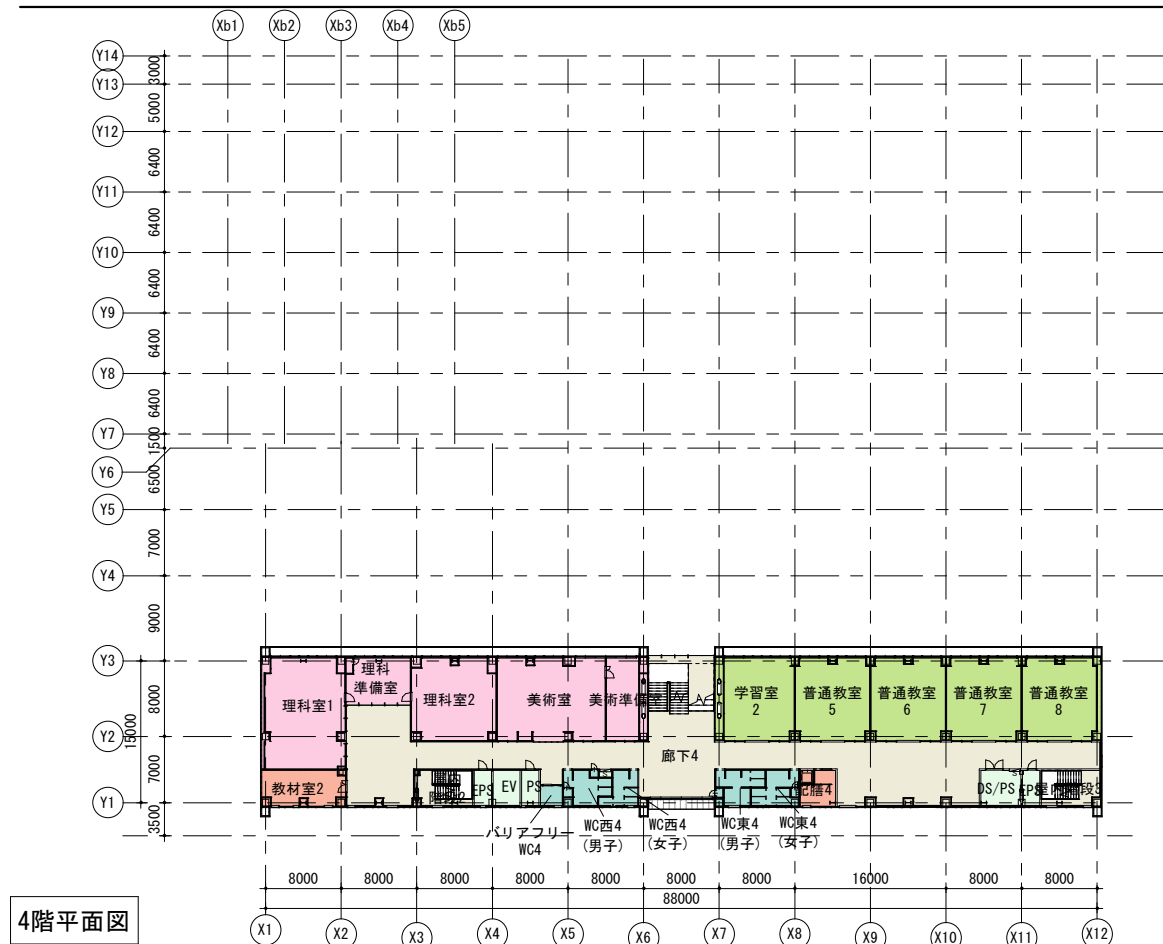
1階平面図



2階平面図

(凡例)

普通教室	普通教室
特別教室	特別教室
管理諸室・給食室	管理諸室・給食室
運動施設	運動施設
地域開放諸室	地域開放諸室
トイレ	トイレ
廊下	廊下
出入口	出入口



(凡例)

普通教室	普通教室
特別教室	特別教室
管理諸室・給食室	管理諸室・給食室
運動施設	運動施設
地域開放諸室	地域開放諸室
トイレ	トイレ
廊下	廊下

